

学習会で説明を行った 行財政改革特別委員会の委員



宮成寿男委員長

○**議会基本条例の意義と制定効果** 議会基本条例は、議会運営、情報公開、住民参加を基本とした最高基準性を持つ条例です。議会改革を進めるためには、この条例を先行して制定すべきという考え方で、出来るものから改革を進めて条例を制定するという考え方があります。しかし、単にこの条例があるだけで議会改革が進むものではありません。



長野健児副委員長

○**栗山町議会と伊賀市議会における条例の制定過程** 栗山町議会は、平成18年に議会基本条例が制定されたが、その4年前から様々な議会改革を試み、それまで積み上げたものを議会基本条例として制定した。

(改革先行型)

伊賀市議会では、他市における先進的議会改革を条例に盛り込み、これをきっかけに議会改革に取り組んだ。

(条例先行型)



高山豊吉委員

○**情報公開の促進と議会広報の活用** 行政の透明性、公平性、効率性のために重要な手法、それが情報公開である。リスクがあっても制限は慎重にすべきである。議会は本会議や委員会の審議状況をケーブルテレビなどで公開し、あるいは議会広報でその内容を市民に適切に知らせることが求められている。



衛藤竜哉委員

○**自由討議** 議員間でテーマを設け、意見交換や政策論争、政策論議を行う、これが自由討議と言われるものです。自由討議を取入れることにより、

- ① 全議員に発言の機会を広くかつ公平に与える。
- ② 自分の意見を述べ、それを議案審議の促進に役立てるといった効果などがあります。

○**所管事務調査の活用** 議会は常任委員会を通じ、その所管に属する事務の調査を行い、議案、陳情などを審査することができます。

調査によって得た情報のうち重要なものは、

- ① 本会議で委員長が報告。
- ② 調査報告書を全議員に配布。

○**地方自治法96条2項の活用** 普通地方公共団体の意思の決定機関としての議会の地位を尊重し、その機能を強化するため、法96条1項に限定的に列挙された事項に加えて、必要と認められるものを条例で、議会の議決事項に追加指定することができることとしたものです。



和田哲治委員

○**反問権** まず、その前に議員の質問権とは、議会が有する執行機関の行う執行行政を監視する権限である監視権に由来するものであるが、執行部が議員に対して質問する反問権は、地方自治法上根拠規定がない。反問権の必要性の第一義は、議員から執行機関への質問が不明瞭な時に、その意図するところを質す場合の範囲で理性的に行使されれば相乗効果。

○**通年議会の採用** 議会はこれまで、定例会など会期という時間的な制約があるが、通年議会（会期が1年）とすれば、議会の活動期間を限定することを止め、必要な時に議会活動が可能で機動的な議会活動が行える状態にすることを規定。



赤嶺謙二委員

○**公聴会・参考人制度の活用** 委員会において、第三者の意見を聞くための場として、地方自治法109条5項・6項に公聴会・参考人制度の活用が認められています。公聴会は手続きが面倒くさく使いづらい、そこで出来たのが参考人制度です。参考人制度は、委員会で議決して、議長がその参考人の方々に招集の通知を出せば済む形で簡単です。

○**政策立案能力の向上** 自分の市の現状と課題・解決策を調査により見つけ、その中で条例などを規定することによって解決できるものを見つけたことが必要です。自分の市で何が必要か、何をすべきか自分自身で考えるべきである。



恵藤千代子委員

○**文書質問** 一般質問の時間を制約されるなどの問題点を解決するための手段の一つ。現在の会議規則では、口答による質問が原則。

○**議会報告会** 議会基本条例に規定する項目の中では、基本的に目玉と言われている。

本市では、議会だより『声のかげ橋』などで正確な情報を住民へお知らせしている。その正確な情報に基づいて、住民が正確な意思表示をしていただく場を設けることが必要。広報と広聴活動2つでワンセット、一対のものである。



杏掛義範委員

○**政務調査費** 日々の議員活動を補助する費用として、平成13年4月1日から公に認められた権利。豊後大野市では昨今の経済情勢の急激な悪化に伴う民間給与の減少を考慮し、行財政改革に取り組むため、政務調査費の交付について平成23年4月からの開始は見合わせるものとしている。

○**決算審議の活用** 予算が所期の効果を上げたかどうか、不適当な事項はないか、将来の財政運営に反映させる事項はないか、これを見ていくために活用していく必要がある。



渡辺一文委員

○**報酬・定数に対する意識改革** 議員報酬については、全国の市町村議会で様々な意見があります。

定数は近い将来、法定上限数が撤廃される可能性が高い。

豊後大野市議会における報酬や定数の改正は、十分に検証し、慎重に行う必要がある。



議会基本条例と議会改革

— 行財政改革特別委員会 —



豊 後大野市行財政改革特別委員会は、これまで12回の委員会を開き「行政評価の検証」「議会の権能強化」「議会基本条例」などについて調査・研究をしてきました。

今回、これまで研究してきた内容のうち、議会基本条例について議員全員で共有するため、平成22年12月16日に『議会基本条例と議会改革』と題し、学習会を開催しました。

学習会は、委員会の委員がそれぞれ議会基本条例の趣旨や他市で一般的に盛り込まれている項目について他の議員に説明をした後に、質問や意見を受けるという形式で開催し、様々な意見が出されました。

（各委員の説明内容は19ページに掲載）

○制定するのであれば、自治基本条例と並行して進める必要があるのでは。

○自治基本条例の基本理念に同調するために、自治基本条例の研究も必要ではないか。

○すでに議会基本条例が運用されている市町村議会の検証や分析も必要であり、制定には慎重を期すべきである。

○本市議会の活性化のためには何が必要なのか制定項目を精査し、議論するべきでは。

議員からの意見

○制定するかしないか十分な議論をした上で、方向性を示すべきでは。

議

議会基本条例を制定するにあたっては、議員全員の意思統一が図られなければならない、議員全員が一丸となつて議論に議論を重ねていく必要があります。

この学習会の中で出された意見を参考にし、委員会としての方向性を出していきたいと考えています。